

審議案件に関する概要

平成29年11月20日 第5部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項 [新設]
届出日	平成29年3月30日
担当部署	北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課

1 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社二トリ 代表取締役 白井 俊之	札幌市北区新琴似7条1丁目2番39号

2 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	二トリ帯広店 帯広市西17条南3丁目23番1号ほか	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	株式会社二トリ 代表取締役 白井 俊之 札幌市北区新琴似7条1丁目2番39号	
(3) 新設日	平成29年12月1日	
(4) 店舗面積の合計	4,535 m ²	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	91 台
	駐輪場の収容台数	12 台
	荷さばき施設の面積	72 m ²
	廃棄物保管施設の容量	17 m ³
(6) 施設の運営方法	開店時刻・閉店時刻	午前9時00分～午後8時45分
	駐車場の利用時間帯	午前8時30分～午後9時00分
	駐車場の出入口数	出入口3箇所
	荷さばき時間帯	午前6時00分～午後9時00分

3 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 202台 ≥ 設置台数 91台
	従業員駐車場等の整備	駐車場内に16台確保
	駐輪場(自動二輪車を含む)の整備	12台
	来客車両等の入出庫方法 搬入車両等の誘導	平面自走式、オペレーター無し <ul style="list-style-type: none"> 搬出入車両が集中しないように、計画的配送を行うとともに、運転助手や従業員による搬出入車両の誘導を徹底して安全の確保を図る。
	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> 従業員や取引業者及び搬出入業者とともに、店舗周辺や駐車場内における低速度走行や歩行者及び来客に対する安全確認の徹底に取り組む。 出入口看板、出庫時の一旦停止表示などで、安全と円滑な自動車誘導を図る。 オープン時等の繁忙時には、交通整理員により、駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い、安全の確保を図る。

	交通整理員の配置	オープン時及び繁忙期には、混雑の状況に応じて交通整理員を配置する。				
	除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> 冬期間の除排雪の堆雪場所として、12台分の駐車スペース（兼 従業員用）を駐車場内に確保するとともに、堆雪の状況に応じて排雪を行い、駐車場の十分な確保に努める。 堆雪場所は、駐車場出入口と離れた場所に確保し、車両の出入に支障が無いように努める。 駐車場等の除雪作業は、午後9時以降及び午前6時以前には行わない。 				
	その他	<ul style="list-style-type: none"> オープン時等に駐車場の不足が予想される場合には、臨時の駐車場を確保するなどの対策を検討します。 オープン時等の繁忙時には、交通整理員を配置するなど、交通安全の確保を図る。 				
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		A	55 dB	39.2 dB	○	
		B	55 dB	43.8 dB	○	
		C	55 dB	51.5 dB	○	
		D	55 dB	51.0 dB	○	
		E	55 dB	46.8 dB	○	
		F	55 dB	48.6 dB	○	
		G	55 dB	34.0 dB	○	
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		A	45 dB	31.5 dB	○	
		B	45 dB	24.6 dB	○	
		C	45 dB	10.6 dB	○	
		D	45 dB	8.3 dB	○	
		E	45 dB	10.4 dB	○	
		F	45 dB	17.7 dB	○	
		G	45 dB	19.4 dB	○	
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
		a	排気ファン	40 dB	46.8 dB	△ (27.3dB)
		b	キウヒカ	40 dB	16.6 dB	○
評価△は、敷地境界で規制基準値を超えるが、直近の住居壁際で、規制基準値を満たす。						
騒音問題の一般的対策		<ul style="list-style-type: none"> 従業員や取引先に対して、自動車の低速度走行及びアイドリング防止等の環境への配慮について指導を行う。 駐車場等の除雪作業は、午後9時以降及び午前6時以前には行わない。 				
荷さばき作業等の対策		<ul style="list-style-type: none"> 作業時間の短縮に努めるとともに、搬出入車両等の不要なアイドリングを防止することにより、騒音と排気ガスの削減に取り組む。 				
付帯設備・施設等の対策		<ul style="list-style-type: none"> 室外機は低騒音型と設置する。 				
青少年等の蟻集等の対策		<ul style="list-style-type: none"> 施設内の見通しや視認性を確保し、たまり場にならないよう十分に配慮する。 営業時間内においては、店舗従業員が敷 				

	その他の対応方策	地内に定期的に見回りを行う。 住民から苦情が発生した場合には、協議の上、適切な対策を講じます。
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 15.488 m ³ ≤ 設置容量 17 m ³
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> 保管規模は、指針規模より十分な余裕をもった構造としている。 保管施設は屋内に設け、飛散防止や悪臭等の衛生面に配慮する。
	運搬・処理対策	廃棄物の分別を徹底し、収集や運搬等の引き取り作業の迅速化を図る。
	減量化、リサイクル等	廃棄物の分別を徹底し、できる限りリサイクルすることで、廃棄物を減量化し、焼却・埋め立て処分量の削減に努める。
	調理臭、悪臭の飛散防止	ごみは施設内に保管し、悪臭の発散防止に努める。
	その他の対応方策	店舗運営責任者（店長等）と連携を図り、周辺的生活環境への問題が生じる恐れがある場合には、適切な対応策を講じる。
(4) 街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> 当地域で街並みづくりが行われる場合、取組を阻害することのないよう調和を図る。 広告塔や駐車場の照明は、ライトの向きや明るさを調整して、敷地内を照射し、照明が敷地外へ漏れないよう配慮する。
(5) 防災対策への配慮		地方公共団体等から災害時における避難場所として、駐車場等敷地の一部使用、あるいは店舗で取り扱っている物資の緊急時における提供を行うための要請があった場合は、要請の内容を検討し、可能な協力を行う。
(6) 防犯対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> 夜間は、機械警備の作動及び施錠を徹底し、防犯に努める。
(7) 関係行政機関との協議状況		
	公安委員会	
	帯広警察署交通第一課	<p>平成29年1月19日 届出書案を提示して説明</p> <p><u>帯広警察署</u></p> <p>① 隔地駐車場内の横断歩道前の「止まれ」は不要</p> <p>② 出入口3箇所には、出口側に「止まれ」看板を設置すること。</p> <p>③ 白樺通り側の出入口の左右2つの駐車マスは、入庫滞留などを避けるため、両サイド2マスは使用しないこと。</p> <p>④ 市道側出入口の両サイドの駐車マスは、従業員用の駐車スペースとして良い。</p> <p>⑤ 白樺通り側の出入口はバス停に近いので、バス停を移動するか、出入口を白樺通り側以外に移動するか対応すること。</p> <p>⑥ 交通に関する影響は少ないと思うが、直近の「西18南3の交差点」を休日13:00～16:00（3時間）に調査・検討すること。</p> <p><u>対応方針</u></p> <p>① 指導どおり計画</p> <p>② 指導どおり設置</p>

		<p>③ 両サイドの駐車マスをゼブラ表示にし、使用しないよう対応</p> <p>④ 指導どおり計画</p> <p>⑤ バス停を移設する。移設については、十勝バス及び道路管理者の帯広市と協議済み。</p> <p>⑥ 指導どおり調査・検討を実施</p>
	北海道警察本部 交通部交通規制課	<p>平成28年11月29日 届出書案を提示して説明</p> <p><u>道警本部</u> 交通調査を含め、帯広警察署と協議すること。その後、必要があれば、本面本部や本部と協議を行う。</p> <p><u>対応方針</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 上記のとおり、平成29年1月19日に、帯広警察署と協議。 平成29年3月28日、届出内容に問題ないことを確認し、了解を得た。
	地元市町村 帯広市商工観光部 商業まちづくり課	<p>平成29年1月20日 届出書案を提示して説明。 説明会会場は、「とかちプラザ」で問題ないとの発言。</p>
	道路管理者 帯広市 都市建設部管理課	<p>平成29年2月9日 バス停移設位置図を提示し説明。 バス停の移設位置等について、了解を得た。</p>
	その他関係機関 十勝バス(株)運行課	<p>平成29年2月3日 バス停移設位置図を提示し説明。 バス停の移設位置等について、了解を得た。</p>

4 市町村、住民等の意見

(1) 市町村の意見	H29.7.3 意見なし
(2) 住民等の意見	意見なし

5 道(十勝総合振興局連絡調整会議)の意見案

問題はないものとする。

審議案件に関する概要

平成29年11月20日 第5部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項（新設）
届出日	平成29年5月11日
担当部署	釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸	東京都千代田区飯田橋2丁目18番2号

2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	サツドラ昭和中央店（仮称） 釧路市昭和中央1丁目109-5ほか	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	株式会社サッポロドラッグストアー 代表取締役 富山 浩樹 札幌市北区太平三条一丁目2番18号	
(3)新設日	平成30年1月12日	
(4)店舗面積の合計	1,279㎡	
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	43台
	駐輪場の収容台数	10台
	荷さばき施設の面積	36㎡
	廃棄物保管施設の容量	11㎡
(6)施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	午前7時00分～午後 9時50分
	駐車場の利用時間帯	午前6時30分～午後10時00分
	駐車場の出入口数	出入口3箇所
	荷さばき時間帯	午前6時00分～午後10時00分

3. 審査事項

(1)駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数42台≤43台
	従業員駐車場等の整備	敷地内に従業員駐車場を確保（17台）
	駐輪場(自動二輪車を含む)の整備	10台（自動二輪駐車場台含む）
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式
	搬入車両等の誘導	搬入車両の誘導は行わない。
	歩行者の安全対策	・駐車場の出入口は、見通しの良い位置に設けドライバーの視距を確保し、歩行者や自転車の安全確保に配慮する。 ・出口には一旦停止の路面表示及び看板、歩行者に対しての注意を促す注意喚起看板を設置して、歩行者や自転車の安全確保に配慮する。
交通整理員の配置	開店時及び売り出し等で混雑が予想される日に配置し、円滑な交通誘導と安全対策に努める。配置場所については、時間帯、混雑状況に応じて臨機に対応する。	

	除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> 除排雪業者と契約し、降雪10cm以上で出勤し、店舗開店前までに終了する。 堆積場の雪は適時排出し、来客者用駐車場台数の確保に努める。 			
(2)騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価
		A	60 dB	46 dB	○
		B	55 dB	37 dB	○
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価
		A	50 dB	32 dB	○
		B	45 dB	19 dB	○
夜間の音源毎騒音レベル予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
	a1	冷凍機	50 dB	37 dB	○
	a2'	排気①	50 dB	32 dB	△
		評価△について 1)予測地点a2において、排気①（排気ガラリ）の影響により、騒音規制基準を上回るが、直近住居壁際で32dBの予測結果となり、規制基準値を満たす。			
騒音問題の一般的対策		<ul style="list-style-type: none"> 店舗職員や取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリング防止等を行うよう指導する。 来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を駐車場内に設置し、騒音の軽減に配慮する。 豪雪時など安全が優先される以外の通常の除排雪作業は夜間（午後10時から午前6時まで）は行わない。 			
荷さばき作業等の対策		<ul style="list-style-type: none"> 計画的な搬入台数を減少させ、騒音の軽減に配慮する。 搬入業者にアイドリング停止を徹底させる。 			
付帯設備・施設等の対策		室外機は低騒音型の機種を選び、住宅から離れた位置に設置することで騒音の軽減に配慮する。			
青少年等の蝟集等の対策		閉店後については、駐車場出入口をチェーンで閉鎖し、青少年の蝟集による防音防止策を講じる。			
その他の対応方策		<ul style="list-style-type: none"> 生活環境問題を発生させるおそれがある場合、かかる問題についても適正な対応策を講じる。 住民から苦情が発生した場合は、小売店舗の責任者が迅速に対応を図る。 			
(3)廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量5.960㎡ ≤ 設置容量11.216㎡			
	保管場所の位置、構造等	屋外密閉型とし、廃棄物の飛散防止に配慮する。			
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。 法や条例に基づき適切に処理を行うよう契約時に処理業者に指示する。 			

	減量化、リサイクル等	古紙、段ボール、発泡スチロール、瓶、缶、ペットボトル等のリサイクルを徹底する。
	調理臭、悪臭の飛散防止	生ゴミ等の保管は、屋外密閉式の堅牢な施設で保管して悪臭の発生を防ぎます。
	その他の対応方策	生活環境問題を発生させるおそれがある場合、小売店舗の責任者が適正な対応策を講じていく。
(4)街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・屋外照明や広告塔照明の光により地域の住民等に悪影響を与えることがないように、照明は駐車場敷地内を照らし、明るさは10ルクス程度に押さえ、営業終了後に消灯し周辺への影響に配慮する。 ・当該店舗が立地する地域において街並みづくりが行われる場合、取組を阻害することがないように調和を図る。
(5)防災対策への配慮		地方公共団体から災害時の避難場所として、駐車場等敷地内の一部使用或いは店舗で扱っている物資の緊急時における提供等の要請があった場合、必要な協力を行う。
(6)防犯対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・閉店後は建物機械警備の作動及び施錠を徹底し、防犯を図る。 ・自治会の防犯活動などへの積極的な協力を配慮する。 ・所轄警察署との連携を図って管理者が責任を持って緊急時の対応を行う。
(7)関係行政機関との協議状況(※主要事項抜粋)		
	公安委員会	
	北海道釧路方面 釧路警察署交通第一課 交通第一課	<p>平成29年4月19日</p> <p>【指摘事項】</p> <p>①隣地境界及び道路境界に、外周柵やバリカ等を設置して出入口以外からの車両の進入進出を防ぐとともに歩行者の安全確保に配慮すること。</p> <p>②各出口には、ドライバーに対して、一旦停止、歩行者に注意などの注意喚起看板を設置して歩行者の安全確保に配慮すること。</p> <p>【対応方法】</p> <p>①～②了承する。</p>
	北海道警察本部 交通部交通規制課	<p>平成29年4月20日</p> <p>【指摘事項】</p> <p>①前面道路の道道は中央分離帯が整備されている。逆走防止として、出入口①には、指定方向外進行禁止サイン（左折誘導矢印）を設置すること。</p> <p>②出入口③は、主に搬入車用が利用する出入口であり、積極的に来客車両を誘導する必要もないと考えられるため、Pサインは付けない方が良い。来客車両が利用することは排除できない。</p> <p>③隣地境界及び道路境界に、外周柵やバリ</p>

力等を設置して出入口以外からの車両の進入進出を防ぐとともに歩行者の安全確保に配慮すること。

④2店舗の営業終了後は、出入口をチェーンバリカ等で閉鎖し車両の進入を防ぎ騒音対策や防犯対策に配慮すること。

⑤各出口には、ドライバーに対して、一旦停止、歩行者に注意などの注意喚起看板を設置して歩行者の安全確保に配慮すること。

⑥場内の横断歩道については、白以外の色で表示すること。また、飲食店のドライブスルー上の横断歩道をサツドラ側まで延長すること。

⑦ドライブスルーと車路は分離する必要がある。一部のラインを消して、出入口①から入場した車両を路面表示で直進させ、ドライブスルー近くで右折矢印で誘導すること。また、出入口①から入場したサツドラの来客車両を左折矢印で誘導することで、場内の混雑回避が図られる。

⑧ドライブスルー出口側に進入禁止のサインを設置すること。

【対応方法】

①～⑧⇒了承する。

北海道警察
釧路方面本部交通課
釧路警察署交通第一課

平成29年4月25日
道警本部及び釧路警察署との協議結果に基づいて訂正した施設配置計画を説明。

【指摘事項】

①サツドラ北西側の従業員駐車場エリアは防犯上の問題から、使用時以外はコーンを置いて来客が利用しないようにすること。

②ドライブスルーレーンとサツドラ店舗前の双方向通路の車路は、合わせて3車線となり、真ん中の車路の進行が逆となることから危険防止策を考えること。

③出入口②から入場した車両がすぐに左折して、間違ってドライブスルーレーンに入り込まないよう物理的に進入できないよう対策を講じること。

④ドライブスルー目的に出入口②からの入場した車両の導線を考えること。

【対応方針】

①了承する。

②ドライブスルーレーンは緑色として、車路は、白または黄色でセンターラインと双方向の矢印表示をして明確に進行方向を示すこととする。

③ドライブスルーの注文を受ける箇所は、屋根と壁が設置され、レーンのカーブ終了地点までは花壇（植栽）となるため、物理

		的に車両が進入することは出来ない構造となっている。 ④出入口②からドライブスルーレーンへは、場内を大きく回ることになるが、テナント確定後は、一連の指摘事項を考慮して外構工事に反映させることとする。
地元市町村		
釧路市 産業振興部商業労政課 総合政策部都市計画課	平成29年4月19日 【指摘事項】 ①「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）に基づき必要な手続きを行うこと。 ②開発行為に係る敷地面積のため必要な手続きを行うこと。 【対応方針】 ⇒①了承。届出義務者に指示する。 ②了承。設計担当に指示する。	
釧路市市民環境部 環境保全課	平成29年4月19日 届出書案を提出し騒音関連について説明。特に問題となる事項はなし。	
釧路市市民環境部 環境事業課	平成29年4月19日 【指摘事項】 店舗内で分別作業をし、運搬処理は業者と契約すること。 【対応方針】 ⇒了承する。	
釧路市市民環境部 市民生活課	平成29年4月19日 特に指摘事項はなかった。	
道路管理者		
北海道釧路総合振興局 釧路建設管理部事業室 事業課	平成29年4月19日 施設配置図を提示して、道道側の車両出入口の数と位置について相談。 【指摘事項】 ①出入口の路盤は重車両用路盤とすること。 ②植栽の移植又は新植の判断は造園会社と協議して判断すること。 ③既存切下げ（交差点側）は復旧工事を行うこと。 【対応方針】 ⇒①～③了承する。	
釧路市都市整備部 道路河川課	平成29年4月19日 施設配置図を提示して、市道側の車両出入口の数と位置について相談。 【指摘事項】 ①不要な切下げ部分は切り上げ復旧工事を行うこと。 ②出入口③は重車両用路盤とすること。 ③各出入口は交差点停止線から5m以上離すこと。	

		④雨水マスを避けた位置に出入口を設けること。 【対応方針】 ⇒①～④了承する。
	その他関係機関	
	釧路市教育委員会 学校教育部学校教育課	平成29年4月19日 届出書案一式を提出し概要について説明。 小中学校の学区と主な通学路を確認。 【指摘事項】 昭和小学校、鳥取中学校の学区であり、店舗駐車場前面道路については、中学生が登下校時に利用しているとのこと。また、周辺に高校が多く自転車で登下校している生徒が多い。工事期間中は十分に注意を払ってほしい。 【対応方針】 工事期間中の大型車両の出入については十分注意をするよう施工業者に指示をする。また、開店後については各出入口に一旦停止、歩行者に注意の注意喚起看板を設置して歩行者の安全確保に配慮する計画である。

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	意見無し（平成29年8月3日）
(2)住民等の意見	無し

5. 道（釧路総合振興局連絡調整会議）の意見

特に意見を述べる必要が無い	
---------------	--

(届出概要説明資料)

審議案件に関する概要

平成29年11月20日 第5部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第6条第2項
届出日	平成29年4月26日
担当部署	オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課

1 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇	群馬県高崎市栄町1番1号

2 届出事項

(1) 店舗名及び住所	メルセデス・ベンツ北見 (旧) BUBU北見店 北海道北見市中央三輪8丁目2番地10
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	株式会社シュテルン北見 代表取締役 相川 政二 北海道北見市中央三輪8丁目2番地10
(3) 変更日	平成29年12月27日 (施設の配置に関すること) 平成29年 5月 1日 (施設の運営に関すること)
(4) 店舗面積の合計	2,489㎡
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数 (変更前) 122台 (変更後) 30台
	駐輪場の収容台数 (変更前) 59台 (変更後) 20台
	荷さばき施設の面積 (変更前) 153㎡ (変更後) 46㎡
	廃棄物保管施設の容 量 (変更前) 125㎡ (変更後) 17㎡
(6) 施設の 運営方法	開店時間・閉店時間 午前10時から午後9時まで 【変更無し】
	駐車場の利用時間帯 午前9時30分から午後9時30分まで 【変更無し】
	駐車場の出入口数 (変更前) 出入口7箇所 (変更後) 出入口2箇所
	荷さばき時間帯 午前9時00分から午後9時00分まで 【変更無し】

3 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 93台 ≤ 設置台数 30台			
	従業員駐車場等の整備	40台			
	駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	20台			
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式 オペレーター無し			
	搬入車両等の誘導	計画的搬入により、搬出入車両が集中しないよう配慮する。			
	歩行者の安全対策	出入口看板、出庫時の一旦停止、また繁忙時には交通整理員により駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い安全の確保に配慮する。			
	交通整理員の配置	大規模な販売促進催事を行う際は駐車場出入口周辺に配置し、歩行者の安全確保と来客自動車の入出庫の円滑な誘導に努める。			
除排雪による堆積方法	10 cm程度の積雪が生じた場合に除雪を行う。 従業員駐車場 40 台分が堆積スペースとして確保されており、一時堆雪しますが、適時排雪を行って必要台数の確保に努める。				
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	規制基準値	予測結果	評価
		1	60dB	39dB	○
		2	60dB	47dB	○
		3	60dB	45dB	○
		4	60dB	49dB	○
		5	60dB	44dB	○
		6	60dB	44dB	○
		7	60dB	39dB	○
		8	60dB	42dB	○
		9	60dB	36dB	○
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	規制基準値	予測結果	評価
		1	50dB	15dB	○

		2	50dB	14dB	○	
		3	50dB	16dB	○	
		4	50dB	26dB	○	
夜間の音源 毎騒音レベ ル最大値の 予測結果	予測地点 a1	音源の種類 キュービク ル	規制基準値 50dB	予測結果		評価 ○
				(敷地境界)	(住居壁際)	
荷さばき作業等の対策		計画的な搬入により、一時的に搬出入車両が集中しないよう配慮する。				
付帯設備・施設等の対策		室外機はできるだけ屋上に設置するなどして敷地境界から距離を取るよう配置しています。				
青少年等の蝟集等の対策		営業終了後は駐車場出入口をチェーバリカーで閉鎖し、青少年の蝟集による騒音防止対策を講じる。				
その他の対応方策		<ul style="list-style-type: none"> ・店舗社員や取引先に対して自動車の低速度走行などを呼びかけるとともに、搬出入車両等の不要なアイドリングを防止する。 ・駐車場の除雪作業は午後10時以降及び午前6時以前には行わない。 				
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 10m ³ ≤ 設置容量 17m ³				
	保管場所の位置、構造等	廃棄物保管施設は屋内施設として、飛散防止や美観・衛生面に配慮する。				
	運搬・処理対策	廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。				
	減量化、リサイクル等	廃棄物の分別処理の徹底に努め、焼却・埋め立て処分量の削減に配慮する。				
	調理臭、悪臭の飛散防止	生ゴミ臭や調理臭は発生しない。				
	その他の対応方策	店舗運営責任者との連携を図り、生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、適切な対応策を講じる。				
(4) 街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・当地域において街並みづくりが行われる場合、取り組みを阻害する事のないように調和を図る。 ・広告塔や駐車場の照明はライトの向きや光量を調節して照明が敷地外に漏れないよう配慮する。 				

(5) 防災対策への配慮	地方公共団体から災害時に避難場所や物資の提供要請があった場合は、必要な協力を行う。
(6) 防犯対策への配慮	夜間は機械警備の作動及び施錠の徹底をして、防犯を図る。
(7) 関係行政機関との協議状況	
公安委員会（警察）	平成29年4月12日 北海道北見方面北見警察署交通課 届出書案を提示し計画概要を説明。 とくに指導事項はなかった。
道路管理者	道路施設に関する変更はなし。
地元市町村	平成29年4月13日 北見市商工観光部商業労政課 届出書案を提示し計画概要を説明。 とくに指導事項はなかった。

4 市町村、住民等の意見

(1) 市町村の意見	平成29年9月12日付け意見なし
(2) 住民等の意見	意見なし

5 道（オホーツク総合振興局連絡調整会議）の意見

意見なし
